時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿七年二月十七日　土曜日
舊曆甲午正月十二日（庚寅）
日出午前六時二十八分　日入午後五時二十三分
月出午後十時五十三分　月入午前四時二十分
滿潮午前一時三十七分　午後二時二十四分
（西曆一千八百九十四年）
年始より四十八日　年末まで三百十七日

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊せズ）

●●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻せざる事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行に付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず然るに時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

名美にして實伴はず

總選擧の期日も近づきたるに付ては各地ともにそれぞれ競爭に忙はしきみとならん扨政府の之に對する方針は如何と云ふに先頃地方長官警部長等を招集して何か訓示する所ありしよし其趣意は素より知るを得ざれども聞く所に據れば總選擧までも嚴正中立を守りて何れの黨派に對しても依怙贔負の沙汰を戒しむ可しとの意味なりと云ふ誠に左もある可きことにして訓示の精神は我輩の至極賛成せざる所なれども實際に於て嚴正中立は果して字義の如くに行はる可きや否や頗る疑はしきが如し民黨の目的は只政府攻擊の一事にして殊に選擧競爭の際には一時人氣を取るの方便として殊更らに反對の聲を高むるは申す迄もなく種々の手段を運らすみとも亦少なからず投票を得るが爲めに金錢物品を贈るが如き法律の禁ずる所なれども從來の有樣にては公然みれを行ふて憚からず凡そ全國の當撰者にして投票を得るが爲めに金を費さゞるものは殆んど稀れなりと云ふ又彼の壯士を使用して撰擧人を脅迫し又は競爭者の投票を妨ぐるが如きは一般の慣習にして何人も怪しまざる所なれば今回の撰擧に於ても競爭の甚だしきと同時に是種の手段はます〳〵行はるゝものと覺悟せざる可らず政府は何れの黨派に對しても依怙贔負の心なしと云ふと雖も斯る手段の行はるゝを輕々に看過するときは現行の法律は有れども無きに異ならずして行政の威信も立つ可らず斯くては嚴正中立も實際に行はれざるみとなれば此邊の取締に關しては必ず法律勵行の手段を取りて一歩も假借せざるみとならん法律勵行案より至當の談にして我輩の異論なき所なれども抑も其法律なるものは元是れ一紙片の文字にして執行者の手を假りて始めて活用す可きのみ而して之を執行するは地方長官及び警部長の任なれども實際の局に當るものは郡長郡書記もしくは警部巡査の輩にして其地位も低く隨て心に餘裕なき者共なれば法律の運用さへ〳〵窮屈ならざるを得ず或は平時に於ける人民間の爭ならんには雙方の事情を取調べて徐ろに判斷を下すみとを得べしと雖も撰擧の爭は何分にも目下に迫りたる急事にして寸刻も猶豫するを得ず郡吏警吏の輩が即席に起りたる事件を即席に處置する其判斷に正鵠の的中を期するは本來無理の注文なる其上に前にも記すが如く民黨の輩は恰も政府を敵視し殊更らに聲を大にして攻擊の毒鋒を逞ふするが故に眼前に之を見聞する小官吏輩の身と爲りては恰も自身に攻擊せらるゝが如き思を爲して中心自から激する所なきを得ず既に激怒する所あれば其怒氣の擧動に現はるゝも止むを得ざる所にして假令ひ一方に於ては立派に嚴正中立を守りたる積りにても他の一方より見るときは依怙贔負の跡を顯はして遂に非難を免れざるの結果に終るが如き始末はなきやと我輩の今より掛念する所なり

本來を云へば政府が既に嚴正中立と決心したる上は法律の執行に就ては之を地方官に一任して寬嚴自在に變通せしむるみと便宜なれ撰擧の競爭も他の人事に異ならず各地に情況を異にして或は黨爭の非常に盛なる處もあれば或は全く靜なる處もあり又は同じ事にても黨派の中にて互に相爭ふものもあれば或は各派聯合して政府に反對するものもあり千差萬別事情の異なるに從て之に對するの手心も自から異ならざるを得ず其手心をば其地の地方官に一任して始めて法律も活用す可きなれども此事たる今の地方官には望む可らず其次第は前回の撰擧に時の政府の意を測量して頗る力を致したる輩は現政府に至り撰擧干渉云々の非難を蒙りて或は職を罷められたるものさへなきに非ず被免死して其狗窠らる殷鑑遠からず前回の撰擧に在り政府の爲めを思ふて却て後日の咎を受くるが如きは割に合はぬ始末なりとて心には愚策と知りながらも中央政府の鼻目を重んじて寸毫も加減せず命のまゝに之を實行するみと先づ地方官一般の情態ならんなれば本來の手心は異ならざれども各地の事情なの〳〵異なるが故に其實際を見れば嚴なる可き處に寬にして寬なる可き處に嚴なる等、却て銘々に手心を異にしたる如き奇觀を見るみとならん法治一偏の政府に免る可らざるの事情なれども反對の一方より之を見るときは依怙贔負の觀を呈して嚴正中立の精神に背くものと認めざるを得ず世間の非難を免るゝは何れにしても困難なりと云ふ可し現政府の政略は單に其名を美にして實の之に伴はざるもの多し嚴正中立の覺悟の如きも亦その類ならんのみ

雜報

○證人平沼專藏氏の調書

凡裁判上に於ける訴訟事件の黑白正邪を判定するには刑事と民事との別なく原被兩造を取調ぶるの外他の證明を求むるみと最も必要なるを以て多少の迷惑を來すにも拘はらず關係者を證人として喚問するみとは法律に於て特に許す所なるが同じ被告事件の證人にても數多き中には其證言必ずしも符節を合するが如く一致するものにあらず時として正反對の陳述を爲すみとあり然れども同件も實害のなき以上は僞證罪を以て論ずるもの前例甚だ尠ければ平沼專藏氏の調書に就ては將來のため特に注意して一讀すべきものなり

左の二篇は昨年十二月十八日の午前に證人として平沼專藏氏が訊問を受けたる調書なるが重に山口判事並に帆足判事に金圓を用達てたる顚末を述べたるものなりとより先き山口判事は平沼との關係を委細に自白したるを以て平沼氏は即日僞證罪の告發を受け午後よりは被告として更に取調べを受けたり

證人平沼專藏調書（一）

問　其方は勳位等があるか
答　從五位であります
問　何ふ云ふ事で從五位の位階を貰ひしか
答　先年海防費を五萬圓獻納した節に賜つたのです
問　山口淳を知り居るや
答　先年河井庫太の被告事件に付き私の手代山村德藏も嫌疑を蒙りて入監し密室監禁とやらを申付けられたと云ふみとで其妻が私に縋き付きました德藏は私の申付を單に粗漏に扱つた爲めに斯樣なみとになりましたのですが私の損は兎も角も密室監禁などを命ぜられて寒き時であり人命に關はる樣なみとになつてはならぬと存じ種々心配し居ると其內に山口判事に掛替になつて同人は無罪放免となりましたから私は山口さんが牛込に居た頃一圓計の折を持て禮に參つたのです
問　其時に初めて面會したのか
答　左樣です
問　それは何時であるか
答　山村が出て來て後ちですから昨年六月頃と存じます
問　其以前に面會したみとはなきや
答　御座りません
問　一圓の折と云ふは何々なるや
答　菓子であります
問　其外に物を贈つたみとはなきや
答　菓子を出したるに大層氣の毒だと申し其れから色々誤の出る程御親密なる御話しがありまして私も判事として居ても何んだから辯護士にでもなろーと思ふとか東京に永年來て居るが國に歸るにも行けぬ有樣だとか云つて如何
之れを覺れと云ふ樣
しでしたから私も持
出しました處大に辭
るものは同人は知つて
だと申して辭退され
に上げましたがそれ
を申して納められま
問　其外には山口に面
答　御座ります昨年十
が參りて今度借金を
分にも關する故助け
しましたから百圓つ
月頃山口が短刀を持
が出來て身分にも關
貸して呉れ何れ實家
は損は掛けぬと申し
變に親切らしきみと
度目からは大變強よ
でそれで私も五百圓
申して二百圓渡し返
せんからと申して返
問　其短刀は何んな短
答　袋の儘出したので
問　其外に金を渡した
答　御座ります本年九
ました初めは有難い
目から私も參らずに
たる故參りましたそ
家も小さく召し使ひ
爲りも多く付けなけ
ならず費用が入つて
です私ろーは金は出
先きに已れが山村を
のだろー長く調べら
と申されましたから
問　其外に金を渡した
答　御座りません
問　其渡した金は貴遣
貸しましたのです
問　證文でも取りたる
答　初めは遣つたので
證文を取ろうと思ひ
ぬからと云ふ樣なみ
せん
問　隨分其方は手堅く
らは何故證文を取ら
答　山村は永年使つて
んだら何うする抔と
すから證文を取る抔
す
問　昨年六月山村が免
しだるにあらずして
みとを頼んで出獄す
答　其事は少しもあり
譲し又山口も屢々其
疑つて居た位ですか
とは毛頭申したるとは
問　然らば何の爲めに山
答　公明の裁判によりた
に行つたのですうれ
行つたのですが其時
を出すみとになつた
問　裁判官が公明に
話しであつて之れを
は物を贈る答はない
に金品を贈つたり又